

平成 28 年の求人倍率の概要

平成 28 年の有効求人倍率は 1.36 倍となり、平成 3 年の 1.40 倍以来、25 年ぶりの高い水準となった。このレポートは平成 28 年 12 月分までの公表データを踏まえて平成 28 年の数値の主要な項目について整理した。

1. 求人倍率は 25 年ぶりの高い水準

平成 28 年の有効求人倍率は 1.36 倍となり、平成 3 年（1.40 倍）以来、25 年ぶりの高い水準となった。また、正社員有効求人倍率は 0.86 倍となり、集計を開始した平成 17 年以降で過去最高となった。（図 1）。

2. 新規求人の産業別動向

平成 28 年の新規求人数は対前年比 5.5% 増と平成 27 年の 3.5% 増と比べて増加幅が拡大している。新規求人数の増加の産業別寄与度をみると、「医療、福祉」が最も大きく、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」が次いでいる。平成 27 年との比較では、「医療、福祉」の寄与度に縮小がみられたものの、「宿泊業、飲食サービス業」の寄与度は拡大した。また、「製造業」の寄与度が拡大したほか、「サービス業（他に分類されないもの）」、「建設業」については寄与度がマイナスからプラスとなった（図 2）。

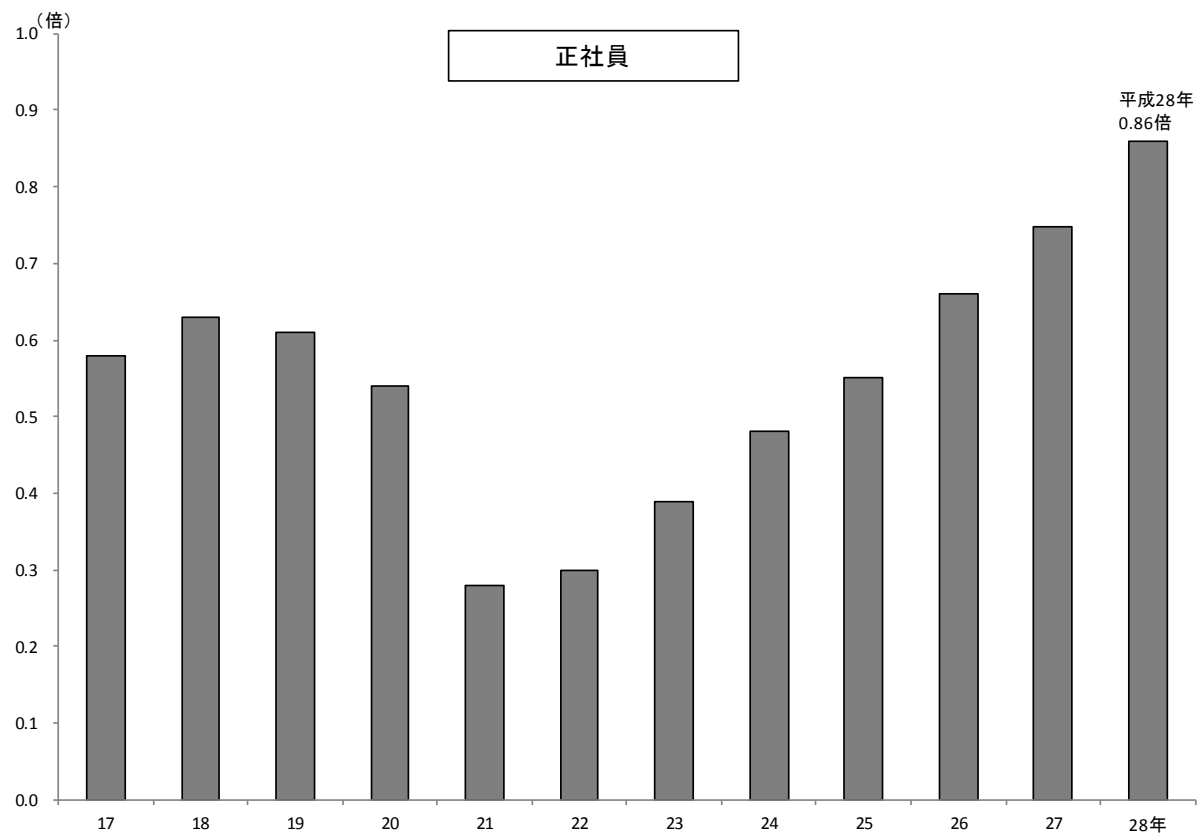
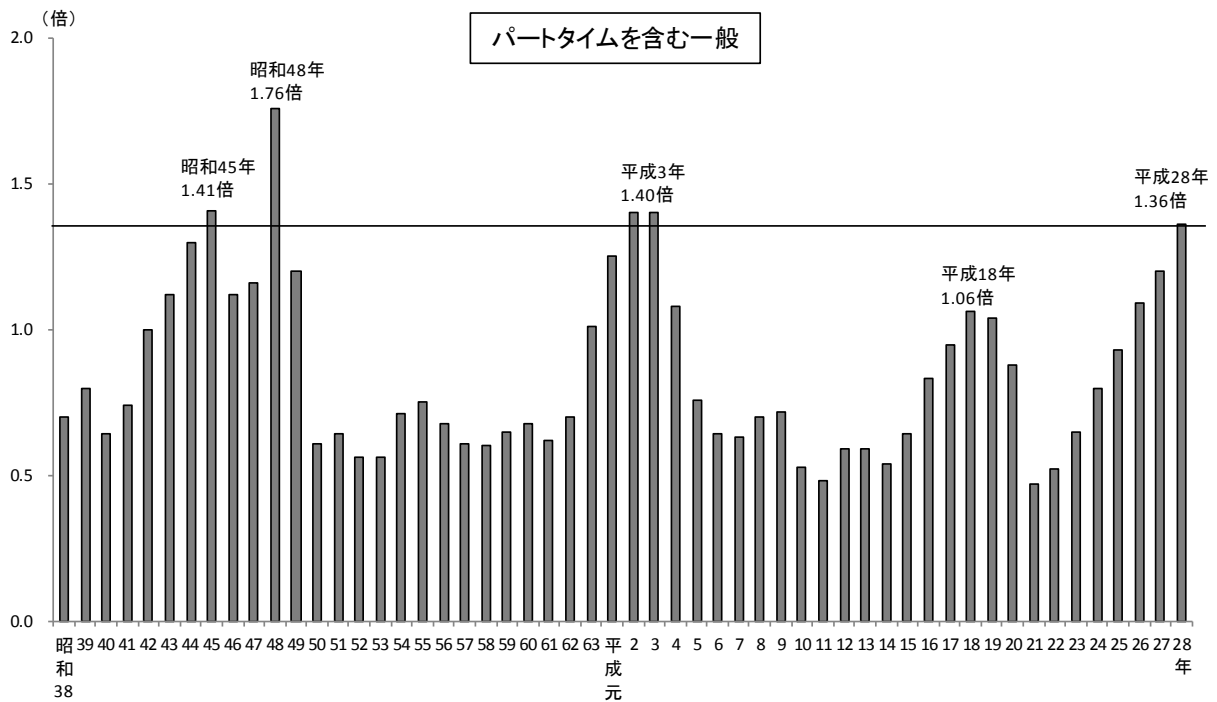
また、労働力調査（基本集計）における雇用者数の動きをみると、新規求人数と同様、雇用者数は直近の 4 年では全ての年で増加しており、産業別にみると、「医療、福祉」が全ての期間で大きく増加に寄与し、平成 28 年には「製造業」が大きく増加に寄与した（図 3）。

3. 正社員求人の産業別動向

新規求人数の動向を正社員求人に限定してみると、全体の動きと同様、「医療、福祉」が増加に大きく寄与したほか、「建設業」や「製造業」でも増加に寄与している（図 4）。

また、労働力調査（基本集計）における正規雇用労働者数の動きをみると、直近の 4 年間では平成 25 年と平成 26 年で正規雇用労働者数は減少しており、平成 27 年と平成 28 年では増加している。産業別にみると、「製造業」では正社員求人でも増加に寄与していた平成 25 年から平成 27 年にかけて、正規雇用労働者数は減少に寄与していたが、平成 28 年には大きく増加に寄与している。「医療、福祉」では平成 26 年を除き、増加に大きく寄与している（図 5）。

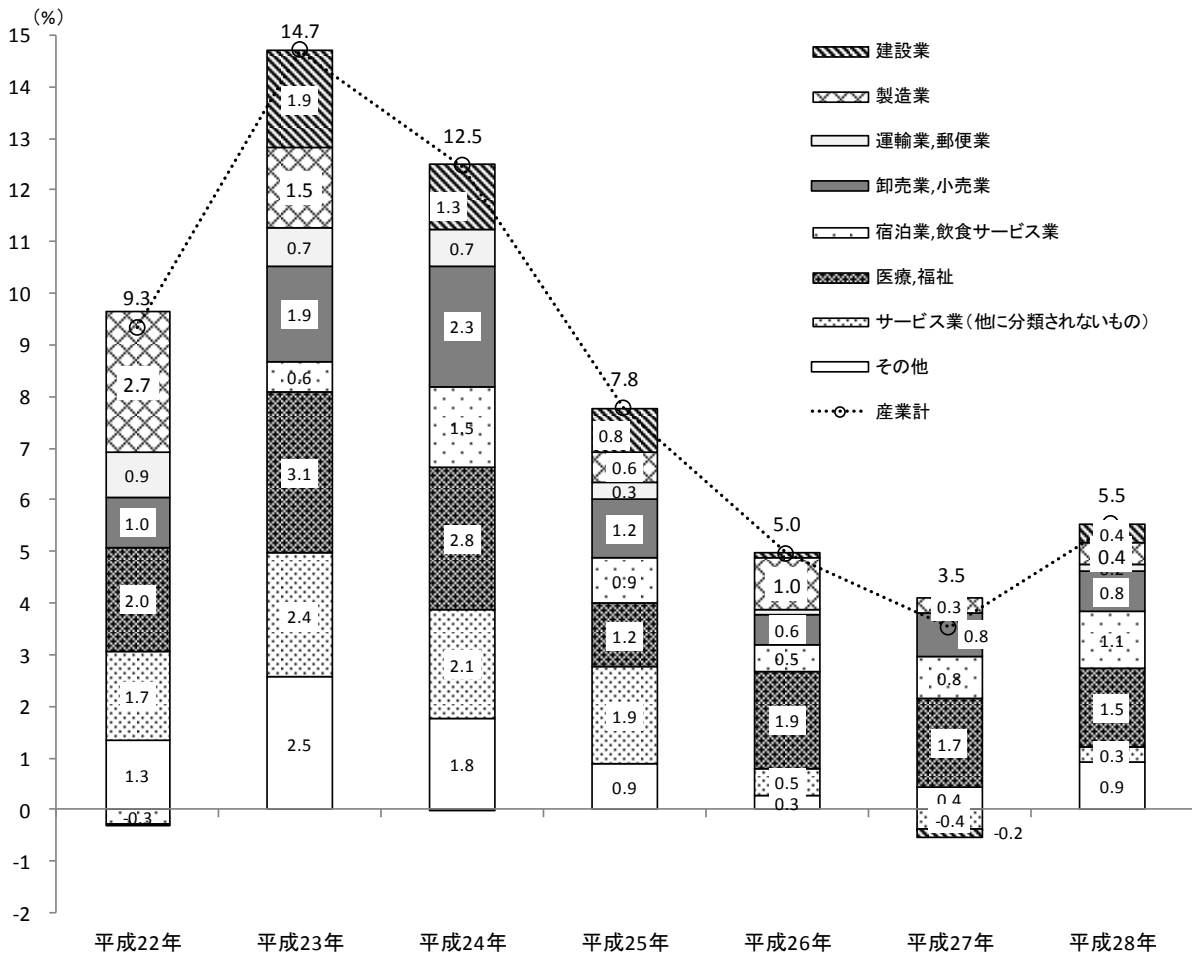
図1 求人倍率の推移



資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

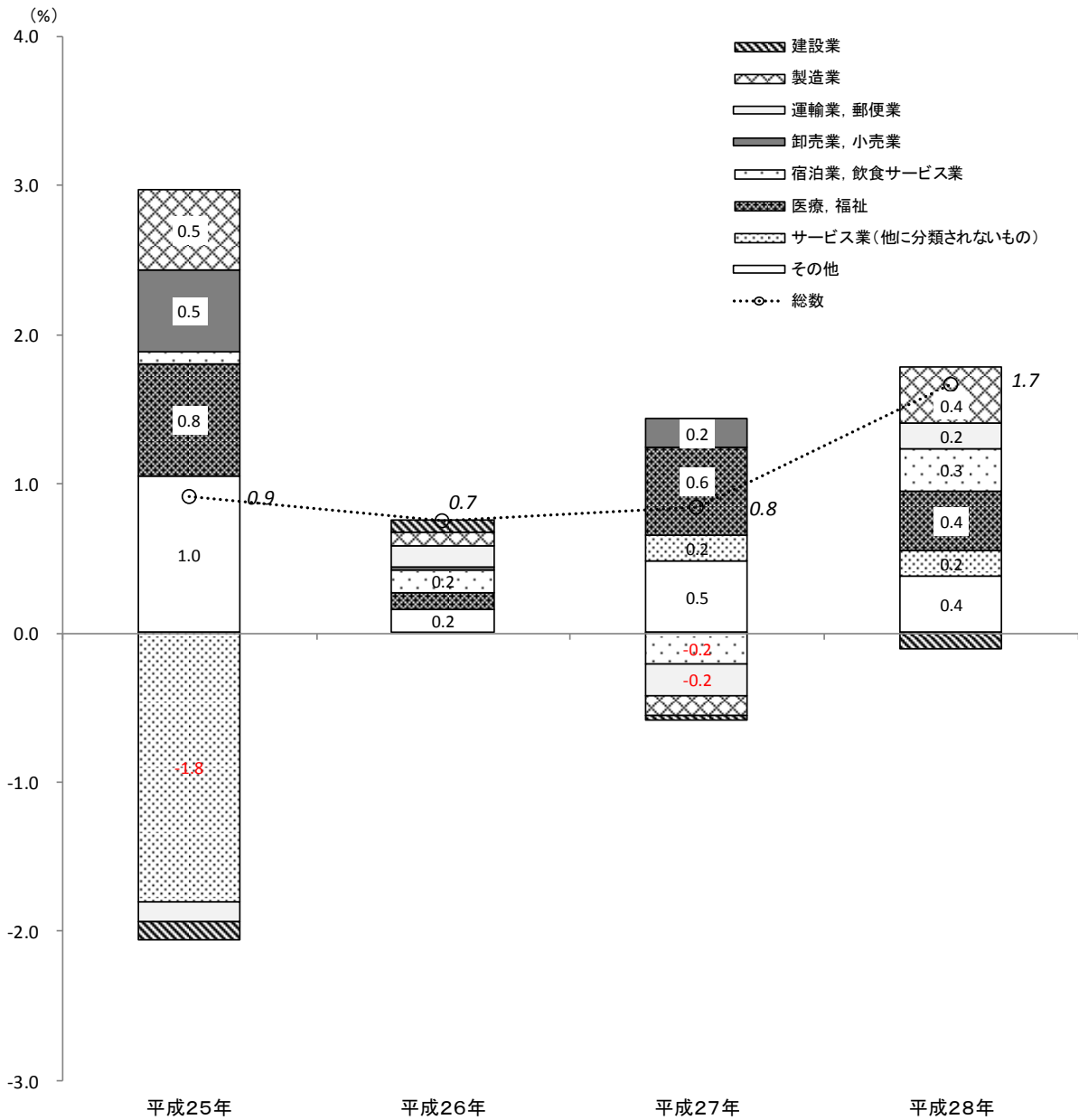
図2 新規求人数（パートタイムを含む一般）の増加率と産業別内訳（寄与度）



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般のものである。
 2) 産業は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものである。
 3) 産業は新規求人数の多い上位7産業を主要産業として示した。
 4) その他は上記の主要産業以外の合計である。

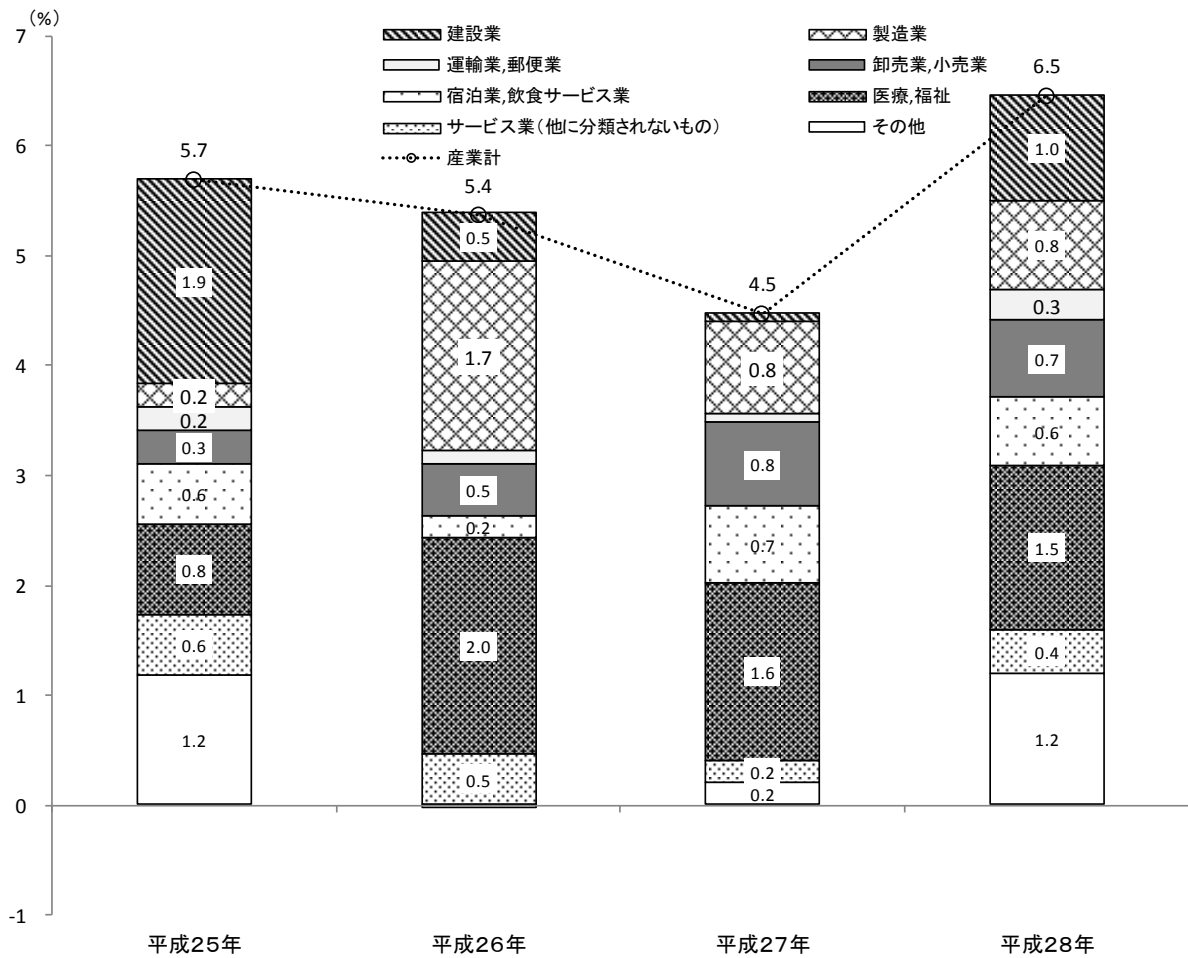
図3 雇用者数の増加率と産業別内訳（寄与度）



資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」

- (注) 1) 産業は新規求人数の多い7つの産業を主要産業として示した。
 2) その他は上記の7主要産業以外の産業の合計である。
 3) 労働者派遣事業の派遣社員については、平成24年12月までは、派遣先の産業に関わらず、派遣元の産業である「サービス業（他に分類されないもの）」に分類していたが、平成25年1月からは派遣先の産業に分類しているため、注意を要する。
 4) 増加率が0.1%よりも大きい産業のみ、増加率を記載している。

図4 新規求人数（正社員）の増加率と産業別内訳（寄与度）

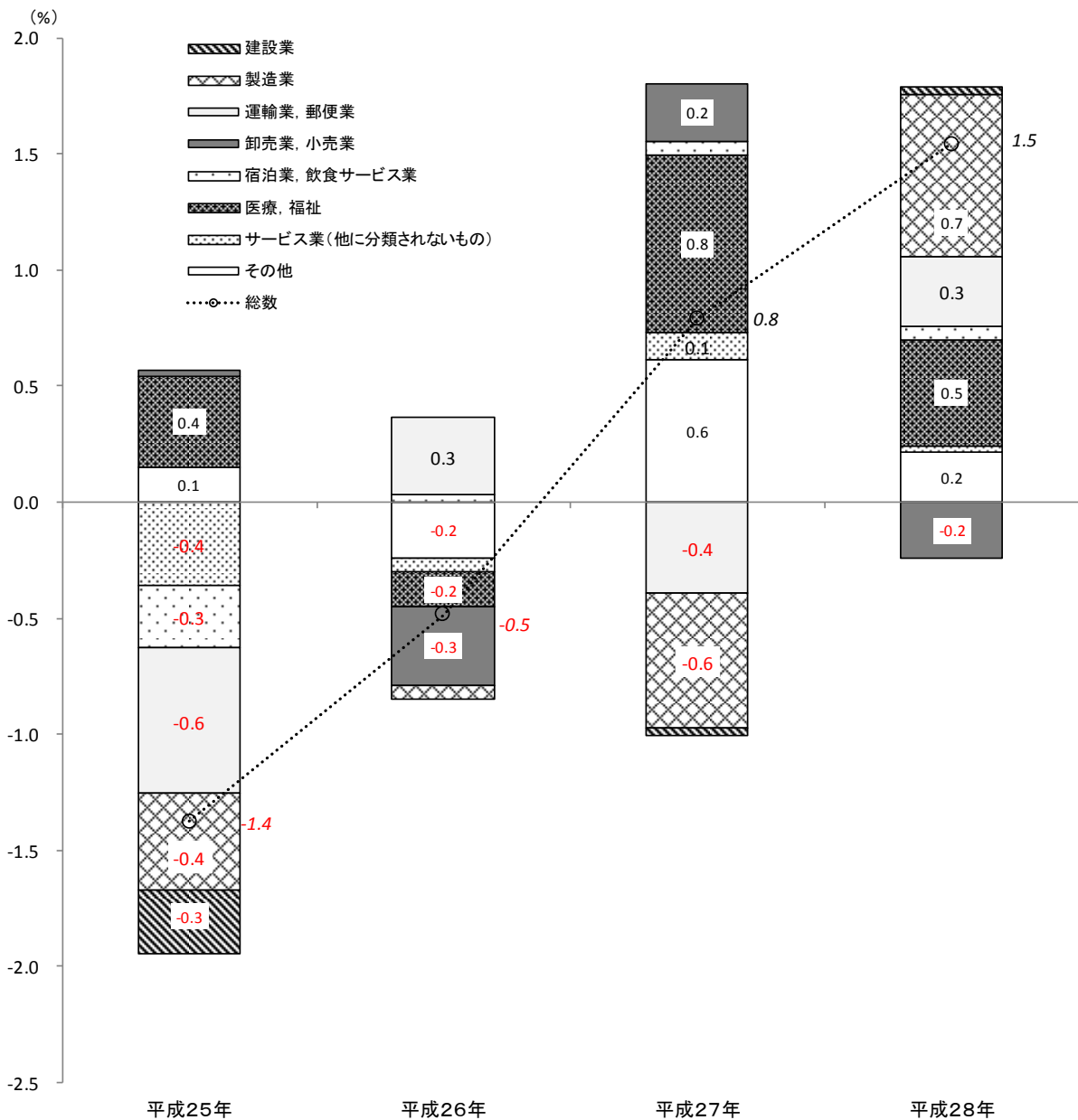


資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 数値は正社員のものである。

- 2) 正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
- 3) 産業は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものである。
- 4) 産業は新規求人数の多い7つの産業を主要産業として示した。
- 5) その他は上記の7主要産業以外の産業の合計である。
- 6) 増加率が0.1%よりも大きい産業のみ、増加率を記載している。

図5 正規雇用労働者数の増加率と産業別内訳（寄与度）



資料出所：総務省「労働力調査(詳細集計)」

- (注) 1) 産業は新規求人数(一般)の多い7つの産業を主要産業として示した。
 2) その他は上記の7主要産業以外の産業の合計である。
 3) 労働者派遣事業の派遣社員については、平成24年12月までは、派遣先の産業に関わらず、派遣元の産業である「サービス業(他に分類されないもの)」に分類していたが、平成25年1月からは派遣先の産業に分類しているため、注意を要する。
 4) 増加率が0.1%以上の産業のみ、増加率を記載している。

問い合わせ先
 職業安定局雇用政策課
 岸場 大輔 直通：03-3502-6770